

遼寧省檔案館編

中國近代社會生活檔案（東北卷二）12



廣西師範大學出版社  
· 桂林 ·

目  
录

1	吉林省洮南县农村自治及社会生活		一九三五年
2	北安省绥化县蔡家窝堡农户的迁移及土地概况		一九四一年
3	北安省绥化县蔡家窝堡佃耕关系		一九四一年
4	北安省绥化县蔡家窝堡的劳动关系		一九四一年
5	北安省绥化县蔡家窝堡农民的债权关系		一九四一年
6	北安省海伦县福海村后三马架屯的家庭结构及氏族状况		一九四二年
7	北安省海伦县福海村后三马架屯的家庭结构及氏族状况		一九四二年
8	兴安南省科尔沁左翼中旗的沿革		一九三五年
9	兴安南省科尔沁左翼中旗社会等级、习俗及宗教		一九三五年
10	兴安南省科尔沁左翼中旗土地概况		一九三五年
11	兴安南省科尔沁左翼中旗农民结构及自然村落农民的概况		一九三五年
12	兴安南省科尔沁左翼中旗生活习惯及生活水平		一九三五年
13	兴安南省扎赉特旗社会等级及宗教习俗		一九三九年

# 農村自治及社会生活

## 第一節 山内の協同生活

一.

山内農家相互を結び付けてゐる親戚肉係と相互扶助

親戚肉係は一般に老嫗に依り生ずるなり。

即ち母の里方及母の兄弟姉妹、妻の里及妻の兄弟姉妹等を親戚といふ。而して親戚としての交際は祖父母の親戚迄にして、之も祖父母の生存中は交際するものとす。

死亡後は次第遠となり

親戚間の相互扶助をなす場合は

1. 生活に困窮せる場合（現金又は現物を無利子融通又賃共）
2. 病気、産業の場合互に手伝ふ（病氣、出産等の場合）
3. 家屋の建築修繕の場合に手伝ふ

親戚相互に於ける貸借は一般に出来得る限り遅れるを普通とする。  
同族としての交際五代迄（五服）なり。

二. 山内農家相互の相互扶助

1. 生活困難なる場合、金銭、食料等の白借行はれることあり、家畜、農具の融通も行はれる。

最も一握に且つ多く行ひてゐる農具の融通なり。

### 家畜、農具の融通一例

朱長海→徐景文：馬、馬車

林→徐永春：馬、犁大、小農具、馬車

趙厚生→��佐臣：馬、馬車、犁大、小農具

本を内に口穀子、舊有所有するものともに各自からりて其の庄の庄口等自由に使用し得る  
なり。

### 2. 動力の融通、共同耕作、乾燥調製を共同にてなすことなし。

然し屋根の修理、土壤の修理、建築等の場合は直隸同志手本ひ合ふことあり。

（手本の事を帮忙せといふ）

馬車、蒸餾の場合には全部にて庄話するを普通とす。

換工口看守、除草の兼行は水る・掃具・牛具なし。

### 3. 畜糞、施肥

本セ内に於ては富者が貧乏人に對し殘飯、廢物、衣履を施與することあり、時に涂料等を施  
與する事あり。

改築後の善惡は誰が始める自由なり。

本セ内には吃食をなす者なし。

他から正月、二月頃に来るのが多ひのである。

#### 4. 自衛の島の協同

セの全部共同にて之を防備に当る。

#### 三、共同利用

##### 1. 放牧地、共同墓地、鹿養場

放牧地以前の穀頭の土地が約三十天地（セリ面）あり。共同利用しつゝあり、放牧する所をなす。

##### 共同墓地、鹿養場なし。

2. 家畜、農具の共同利用、共同購入等し。農具や種子、著は前述せる如ノセ中の所有せらるゝを便宜利用しつゝあり。

井戸は共同にて極りたるもの二個あり、其他山内に井戸五所有せるもの田中、一子長原孔左衛門、許連雲、許連輝等で、任意に使用せしめしつゝあり。

小作人のみに限らるゝといふ争なし。

#### 四、組合

同一山内に於て自然に相互扶助を施されたる組合、「組」、と云ふハナビラニシ。

#### 五、協同生活とその普及度成

本山の構成は地主が五戸ありて、それに小作人、把青、榜青が登録して存在し、自保署は

、当家“の事は家業は絶対に譲り受けられること可。

。当家、一人にて決定し行ふ事は

金錢の出納（貯蓄、奉公の慶弔費）、耕作面積及代付役物の面積の割合決定、白布、染布  
其他購入する。

。家族の同意を要する事項

土地の売買、建物の売買、穀物の売買、畜産の売買、貯蔵、農具購入、結婚、出稼、雇傭人  
の採用、鮮魚、棺（父母父老喪した場合）、被毛衣類の準備等。

従つて小作人、把青、榜青が全か敷の<sup>分</sup>を占め、之等農民（農労者）は機動性多く、  
多少なりとも有利と云はる、土地へと歸らとする者多しと認めらる。

## 六、村八分

現在村八分にされてゐる者多し、又家業勢力者が氣に入らぬや風を遣ひ出す株を幸免なし、  
若しも内で悪い事をした者は牌長一甲長一保長一警察署に罰出で、追ひ出す事となつて  
ゐる。

## 七、集団居住の例

本やは開拓年代新しく最初五ヶ一緒に未在せり、櫻巣にて同一セに居た（實育年、善林  
朱長海、許連堂、張樹甲）本より他に集団居住せる事なし。

### 第三節 家族制度

#### 一、家族の共同生活

（本セには大家族制度として見るべきものなきも、一概に付々記述することゝある）

##### 1. 世帯の大いさ（ア別表集計）

##### 2. 家族内の統制

家族を代表する者を「当家の」と称す。

「当家の」は家に居る兄弟の中最も力ある者を選んで父が食かるのである。だが「当家の」に至らざるもの別に不和となる事なし。

○家族全部で相談する様な場合は二十才以上五十才近の男のみである。

○親族が集つて相談する事なし。

○、当家的の意見を聞かない者は両親に話す意見をなし、それでも改めぐるときは分家であるのである。

##### 3. 家内の中同及家計分担独立の程度

家族の間で仕事の分担を決めるのは大家族へ五一六十名のときに行はれるのである。

○収穫物及出稼人の仕送りは全部一家のものとなる。

○物資の購入、消費は全部家族は同一である。肥全と出納は「当家の」が管理してゐる。

○家産道具にて個人のものと家のものと区別する事なし。

○小家畜の飼養を別個に取扱ふ例は本セにはなし。

例（富貴保の保長・田舎ク家に於ては個人のものとして区別することあり。

- 妻の持参金（小分子錢）は別個に取扱ひ小使錢とあることを得。自分で欲しいもの、子供に菓子を貢奉。）

○家の負債、個人の負債、個人の帳費はしない。族に“当家”の許可なくして個人にての負債は絶対に出来ないのである。此一慣習として個人に「コツソウ」貸す人がある。

○家族は大抵のことは“当家”的許を得る事を要するのである。

#### 4. 大家族制度

大家族制度に対する農民の思想を述べるへ本セには大家族の例々きにせや。

大家族となるは兄弟睦じくしてゐることに依りて生ずる滿洲に於いては一般に五世同堂といふて名譽な家族とされてゐる。而して大家族は理想的のものと一般に考へてゐる。

#### ○大家族の長者

金錢の出し入水（國宝流通）は何時でも出来らが人間は未たら病氣とか死ぬといふことの一體に居たひ。やめ旅で大家族はもつとも幸福な家庭と稱人は考へてゐる。

分家せむ一家に居るのは老人はよろこぶ。女房に父の達者なうちに分家すると祖父は心配する。

長竹としては

一、購入販売が有利に行はれる。

二、附近の人々から希望の如くなるごとに便益感を覚える。一面大家族口必ず賄羞あり子孫にも充分教育を受させ得る。

○ 煙草 別に取立て、言ふべきものなし、強いて云へば瘦い食物を食べられないとい小程度なり。

## 二 相続割合 分家

### 1 長子相続 養子

○長子相続の行はれることは多く、

○養子を取るのは四十才位になつても子供のない本生れる望むなし時にもらひ、原則としては兄弟の子供をもらひ、即ち元の子供をなきどきは弟の成馬をもらひとい小順序、然り重い子供がなければ無らず。

女の子一人のときは養老女婿をもらひ、

### 2 分家

#### ○分家の行はれる場合

一、夫出多く收入が少くて生活困難にふつたときに分家が行はれる。

二、大家族の時は節約が出来兼る故に各個に分家する。

三、両親の生存または兄弟死する西親が亡くなると、当家、の命令を聞かなくなる為に

## 分家する。

### ○ 分家の方法

兄弟仲の睦じき時は兄弟相続の上分配を協議し貰い村の牛で字の書ける信用ある人に頼んで分家單を作成してもらふ。

### ヘ兄弟不和の時は、

然らざる時は同族、老人、先輩、也の有力者を頼み分配の方法を依頼委託す。

親族会議を開く事なし唯分家する理由を了解してもらふのみである。

○ 分家は専ら兄弟の間にて行はれる。

○ 祖先の祭は大体長子次第けて行くものとす。

○ 祖を扶養するのに親の好きな子供の近くへ養老地といふのを持つて行くを一綱とす。

○ 分家單は作成する分家する度々依り各一枚を書つ之は一種の成産目録の如きものなり。

### ヒ 家産の分割

○ 子孫は家庭の分担に共らぬ。

○ 祖先を祭り親を扶養する春に別に動産、不動産を畳く夫へなむ。

而親を扶養する者は断親の養た地を自己の耕地と同一耕作し、両親に必要な食料を供する。死後は廢れた地を葬儀の費用に充当する。

### 三、 分割の方法

兄弟の仲の悪い時は全財産を分家の数人に平等に分割し抽籤に依って決定する。  
兄弟仲の良い時は申合せを分配する。

耕地の分割は上、中、下を各々分割せんとする數に分割して分けるを最も普通とす。此場合現在の允特供に不便を感じない。

時に上、中、下地を横分して各人の耕地を一ヶ所に纏める様に分割することも甚に行はれる。  
出稼人も同様に耕作の分配を受けるを原則とする。

#### ○牧養地・放牧場

牧養地は分家單としては分割するも事實は共同に使用するを普通とす。

放牧場は分割後も共同で使用するを例とす。

○分割の結果經營上に及ぼした変化、本セには具体的な例なし。

○家庭の分割も出来得る範囲にて行ふ。然り割当らない時は他の財産にて多く分與する即ち家の代りに土地のみ家畜を多くもらうことにする。

○分割困难といふ事はない。

○一旦分家をした以上は判然と別々の生計を立てる。

○分割後共同耕作をなす事なし。

○世券の分割は分家した数人に届出て、登記する縣公署農務司

前項は地券面積の上地 $\frac{1}{10}$ 、中地 $\frac{1}{10}$ 、下地 $\frac{1}{10}$ の面積分納めらるるものである。

○妻せは周業セレガ同管理

○動産の分割は出来得る限り越価額に於いて平等に在る所に分割する。例、上等馬を貰つた者と下等馬を貰つた者との場合、後者は不足分として小器具を貰ふが如し。

○分割の結果後畜は漸次不足を来しつゝあり。

○家具や金銭も各自が平均する様に分割する。

分家單に記載するは、不動產・土地・家屋・動產・保管・穀子・磨・大車等。

○賃借の分割

賃借のある場合に戻産のある人は分割する前に賃借に相当する分だけ戻産を除外して後分割する。

戻産なきときは各自平等に負担する、其賃貸权者を呼んで分家する各自が返済期日を定め同意を求める。

分家後は各自欠保証人を依頼する。

一、  
手本　戻産

戻産　民國之十一年の陶源鴻居氏が私書を經營してゐた。其後、大同元年二月より東德元年十二月半は經營してゐた。其後は中止せり。其の理由

本セには入典 出典地のあるとテに分家した例なし。

本セの児童十日一五名通学してゐたる。水害のため生活困難となり通学者漸減し三一日名迄不減せらるるなり。

学校 本セに付学校なし。

本セの児童は三歳初級小学校に入學してゐる。

本小学は昭和十一年八月一日創立(区立)

現在の施況

教員一人 月俸二十六円 二田円 茂原平  
監修者

生徒数五十一名(ニ般田舎に分つ) 男四十名 女十一名

教科は文教部検定のもの

科目 算術、国文、图画、習字、修身、唱歌、手工、体操

教授法は複式教授

生徒卒業後の動向、高等小学校へ北高梁城裡(二途取するもの)十八廿一人

## 第六節 風俗、習慣

### 一 結婚

若者年齢 男十八—三十二才 婚年齢 早婚  
女十七—二十九才 中婚  
（十七才） =三十才  
二十才 =三十才  
二十九才 =三十才

男女の年齢は女は男より二—五才年下なり。

婚約期間 普通四—五年位 仲介人が双方に紹介す。

○相門内、男女相方の親が見に行く

1. 詔介入と一緒に女のみが男の家へ見に行く。

普通、渡産錢、さるものを持って行く。（二田内外）

2. 次で男の方からも親戚の者と一緒に行く。

両親が交際する。

3. 通常 男の方から女の方へ次の如きものを親、兄弟、親戚の者で持參する。

（便子（内に紅糖、茶、心遊品、紅龜子等を入れる））

金錢（便者四十円、中産六十円、貴士人八十円）

猪一頭 酒三十升 藍布台三四疋

4. 遊大礼（遊ハ礼後一ヶ月立後）男の方から女の方へ持参する。

猪	一頭	酒二十升	布疋各六匹
指輪		一ヶ（銀）	成輪一ヶ（銀）
衣服		二着	耳輪一ヶ（銀）
		鞋	入各一着

以上は中産者の例なり。

5. 詰番（遊大礼後一ヶ月後）

詰番の番田娘を母、兄弟、姉妹、祖父、母、親戚の者が並って行く。娘の方では年少の人々が手元ひと掌の人々を泊らる。

翌日馬車（赤い布で飾つて）で嫁を迎へに行く。婿の家の門前にて娶親妻二人が嫁を單から下す。

庭に進む此の時庭の机の上に一斗桶を置き腰帯を立て婿は田鹿押も其の後男口自分で手に單る娘も後から入る、之を入洞考といふ。

娘は面に向つて腰を結ひ衣服を脱へ男の親、兄弟、親戚の人々を送迎する。

当口ロ男の煙草、友人、同族が金を持つて祝に来る。

## 祝賀の費用

(過大・小札)	一五。円	二。円	二五。円
番丸費用	一五。	一〇〇。	二〇一五。円

年上等にて被身着の多いのに金次半いへらなり。

## 葬儀

一一二才のものは槑牌にて包んで捨てる。

三一十才のものは石油をかけて席く久高槑牌にて包み埋葬する。

十五才以上は棺に入れる。但し食乏人は二十才以上とする。費用其他はたのむし。

中	下	最下
老人	一〇。円	五。円
若人	一五。円	一五。円
中	二〇。円	一〇。円
出棺送り日数	一週間	一日

棺及其他の費用も同一階級にても老人、若人等に依り夫々異なるは勿論なり。

○腰袋 ミケ年 ) 女人 ) へ渡人口百日

服装中は白い帶をしたり帽子に白布を附し、白靴をはく。

○参死後一週間、三週間、五週間目、百日、一週年、三週年等に詣る。

詣道の日には清明節十月一日、廿日十五日、十月一日、年賀にて詣るが普通とする。

### 三、高齢の習慣

高齢者か一族に寄つ事もあるが、一族には行はれず。

存少の場合の一、相続人のない時、女房を嫁少場合等により、喪服の着用を行ふ機会もなけれ

○禮足 現在禮足の習慣なし、三十才以上の者にあり。

明治元年に禮足及床席の禁止令が出た。毎日夫水以後は行はれなく。

○河走の歴史行は水す

○賭博行は水す

○人身抱買も行は水す